

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年9月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

| | 条例名 | 条例の概要 | 提出日 番号 | 手続の種別 | 実施日(期間) | 実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】 | 担当課 |
|---|--|--|----------------------------------|------------------------|--------------|--|-----------------------------------|
| 1 | 松山市職員の配偶者 同行休業に関する条 例 | 地方公務員法の改正に伴い、外 国に滞在する配偶者と生活を共 にするための職員の休業制度を 定めるものです。 | 平成26年 9月議会 議案 第102号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の勤務条件に関する事項である ため(実施要綱第3条第1項各号のい ずれにも該当しない) | 人事課 089- 948-6219 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 2 | 松山市手数料条例及 び松山市指定介護療 養型医療施設の人員、 設備及び運営に関す る基準を定める条例の 一部を改正する条例 | 薬事法の改正に伴い、条例で引 用している用語を整理するもの です。 | 平成26年 9月議会 議案 第103号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当) | 医事薬事 課 089- 911-1805 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する ⇒ 市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒ 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。